

令和4年度「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業(林野庁補助事業)
「森林サービス産業」モデル地域等(健康経営分野)及び推進地域に係る Q&A

Ver. 1 (2022. 5)

(公社)国土緑化推進機構・(株)さとゆめ

※本資料はあくまでも現時点の情報に基づいて作成しているものであり、今後、変更の可能性があります。

【目次】

(Ⅰ. 申請主体について)	1
(Ⅱ. モデル地域について)	3
(Ⅲ. 準モデル地域について)	5
(Ⅳ. 推進地域について)	6
(Ⅴ. コーディネーター養成研修について)	7
(Ⅵ. 助成内容について)	7
(Ⅶ. その他)	9

(Ⅰ. 申請主体について)

Q1. 地域協議会とは何か。また法人格が必要か。

A1. 地域協議会とは、関係団体や民間事業者等が主体となりつつも、地域の地方公共団体等と緊密に連携・協働しながら「森林サービス産業」を推進する組織となります。

既存の関連する事業を進める協議会を活用するケース、DMO・観光協会、第3セクター、まちづくり会社等の中核的組織や森林総合利用施設、ビジターセンター、道の駅等の拠点施設が該当するケースでも構いませんが、将来的には地域における「森林サービス産業」を公民連携等で進めるための地域協議会等の設立が求められます。

協議会のあり方について、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [概要版](#) (p. 4～)、[報告書](#) (p. 95～) をご覧ください。

また、地域協議会が申請者となる場合に、法人格を求めるものではありませんが、事務局の体制や構成員、事業実施の意思決定、会計・事務処理の方法・体制等を確認させていただきます。

Q2. 1つの団体が対象地や事業内容を変えて複数申請することは可能か。

A2. 可能です。但し、「森林サービス産業」の創出に向けては、地域が主体となった推進体制の構築や戦略・ビジョンが策定していくことが求められています。このため、全国的・広域的な組織が主体となった申請の場合は、上記の観点から評価が下がる可能性があります。

また、同一地域内で、異なった事業内容で別々に申請があった場合は、地域での戦略・ビジョンが、地域の推進主体間で共有・整理されていないと捉えられて、評価が下がる可能性があります。

地域の推進体制構築のあり方について、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [概要版](#) (p. 4～)、[報告書](#) (p. 95～) をご覧ください。

Q3. 地方公共団体だけの申請は可能か。

A3. 地方公共団体単独での申請の場合は、地域に「推進体制」ができていないと捉えられ、評価が下がる可

能性もありますので、「森林サービス産業」の実行を担う中核的組織・拠点施設等推進主体等と連携した応募を行うことが望めます。また、後述の「モデル地域」に応募する場合は、助成金を地方公共団体の歳入として処理する必要があること等を考えると、十分な事業実施期間を確保することが困難であると考えます。

地域の推進体制構築のあり方について、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [概要版](#) (p. 4～)、[報告書](#) (p. 95～) をご覧ください。

Q4. 民間事業者や法人格のない緩やかなネットワーク組織でも申請できるか。

A4. 申請に必要な書類が準備できるのであれば任意団体でも申請できます。但し、地域一丸となって、公民連携により効果的・発展的な事業創出を図れるように、地方公共団体の関係部署が、主体的に本事業を取り組む意思がある地域が対象となります。

この場合、地域の中核的な民間事業者や法人格のない緩やかなネットワーク組織が、市町村や団体（観光協会など）と連携し、かつ地域の多様な民間事業者とも連携したプラットフォームを設置していく予定である者を想定しています。「森林サービス産業」は、観光・教育・健康という幅広い分野を含む取組であるため、幅広い分野の団体等の参画が促進できるように、分野横断性がある団体等が主体となることが望めます。

詳しくは、昨年の報告書の[概要版](#) (p. 4)、[報告書](#) (p. 98～) をご覧ください。

Q5. 全国的な事業者・団体でもエントリーできるか。また、複数の案件に、連名で応募してもよいのか。

A5. 申請に必要な書類が準備できるのであれば全国的な事業者・団体でも申請できます。

但し、「森林サービス産業」の推進に当たっては、農山村地域が主体となって戦略・ビジョンを策定し、推進体制を構築していくことが求められることから、複数の案件に応募する場合であっても、案件毎に地域の実情に応じた申請内容としていただくようお願いします。また、「事業化段階」にある地域は、地域の推進体制や地域循環経済の仕組みづくりが構築されていることが求められるため、申請段階においてこれら視点が確認できない場合は評価が下がる場合があります。

Q6. 「1地域に1団体の登録」とあるが、どのくらいのエリアが想定されているか。市町村合併で市の範囲が大きくなったため、旧町村単位でも可能か。

A6. 地域で「森林サービス産業」を推進する際には、森林・林業分野と健康・教育・観光分野等が連携して取り組むことが必要となります。その為、複数分野の行政施策等と連携したり、円滑に推進体制を構築したりする観点では、基本的には市町村単位で取り組むことが機能的であると考えています。

但し、広域連携の枠組みがある地域や、合併前の旧市町村で推進体制が構築されている地域など、当該地域で一定の戦略・ビジョンや推進体制が整っている地域については、広域や旧市町村のエリアでの申請でも構いません。

但し、同一地域を含んだ複数の申請はお受けできませんので、予め調整頂きますよう、お願い致します。（例えば、広域と市町村単独の双方での申請など）

また、テーマ等が重複していない場合などは、旧市町村単位で、それぞれが申請をすることも可能ですが、「森林サービス産業」の発展性等を鑑みて、検討委員会による審査では、それぞれ評価が低くなることも想定されます。

Q7. 「推進地域」の登録団体は、地方自治体（市町村）でも可能か。

A7. 「推進地域」については、今後戦略・ビジョンを策定したり、推進体制を構築したりする「構想段階」

にある地域の登録も想定しているため、登録団体は、地方自治体（市町村）のみでも構いません。

「構想団体」などのフェーズについて、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [概要版](#)（p. 5～）、[報告書](#)（p. 101～）を、応募後に構築することが期待される「推進体制」については、同じく [概要版](#)（p. 4～）、[報告書](#)（p. 98～）をご覧ください。

Q8. 申請書に「協働団体」と「協力団体」があるが、どういう違いを想定しているか。

A8. 「協働団体」は、自らも主体的に「森林サービス産業」の事業を行なっていく団体等、「協力団体」は、地域の関係主体による取組を、側面的に協力頂く団体等と想定しています。

Q9. 「推進地域」と「モデル地域」を同じ主体となるべきか。

A9. 同一である必要はありません。「推進地域」は、健康・教育・観光等を全て含めて「森林サービス産業」を推進する地域を登録する枠組みの一方、「モデル地域」は企業の健康経営に特化した取組を募集するものです。その為、「推進地域」に関わる団体の一部の団体等で「モデル地域」に応募することも想定されます。

Q10. 「共同申請」となる団体と「協働団体」の違いは何か。

A10. 「共同申請」となる団体は、モデル事業を実施主体として中核的に取組む団体と捉えています。他方、「協働団体」は、「森林サービス産業」を自ら取り組む団体であるものの、モデル事業は申請主体と連携・協働して取り組む団体と想定しています。

（Ⅱ. モデル地域について）

Q1. 「モデル地域」と「準モデル地域」の違いは何か。

A1. 「モデル地域」とは、企業の健康経営に着目した「森林サービス産業」の創出に向けて、事業化段階にある地域としています。事業化段階とは、すでに健康経営に関連した「森林サービス産業」のプログラムが何かしらあり、新規顧客の開拓や独自性のあるプログラム等の改善を行える体制が整っている段階です。

一方、「準モデル地域」とは、同上の「森林サービス産業」の創出に向けて、準備段階にある地域としています。準備段階とは、まだ健康経営に関連したプログラムはないが、推進のための戦略や体制が構築され、今後のプログラム開発に向けた各種条件整備が行われ始めている段階です。それぞれの地域の状況を鑑みて、ご申請ください。

詳しくは、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [概要版](#)（p. 5～）、[報告書](#)（p. 101～）をご覧ください。

Q2. モデル地域では、モニターツアーは必須か。

A2. 本事業を通して開発する新たな「モデル手法」や、「エビデンス取得・集積・活用手法」を検証・改善・確立する観点から、モニターツアーの開催は必須としています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で、大都市圏からモニターを集めて実施することが難しいと考えられる場合は、申請地域が所在する都道府県内に事業所がある企業を対象にしたり、少人数で開催したりするなど、地域の状況を踏まえて、影響を考慮した方法で申請して下さい。

なお、採択後に実施される「コーディネーター養成研修」を経て、再整理して「交付申請書」を作成・提出していただきますので、その際に最新の情勢を踏まえた内容に再度調整できます。

Q3. モデル地域ではエビデンス取得が必須とあるが、どのようなことをしたらいいのか。

A3. 今後の「森林サービス産業」の推進に向けては、企業の健康経営のアウトカム評価に直結するように、予防・健康づくりに向けた行動変容に資するエビデンスの取得・集積と、産業保健スタッフ等と連携した多角的なエビデンスの活用を促進することが求められています。こうしたことから、本事業ではプログラム体験者のバイタルデータや行動記録などのエビデンスの取得・集積を必須としています。

特に、医療・保健関係者に訴求できるように、倫理委員会の承認を得つつ、「エビデンス」の取得・集積を行うことを求めています。

その為、モデル地域に採択された地域には、記入頂いた内容を踏まえて、運営事務局側で森林空間を活用した疾病予防・健康づくりに関わるエビデンスの取得・集積・活用のノウハウを有する医療関係者・研究者を「アドバイザー」として選定します。

そして、各モデル地域の関係者と当該アドバイザー、運営事務局が緊密に連携して、円滑かつ効果的な「エビデンス」の取得・集積・活用手法について協議を行います。

また、地域のニーズに合わせ、測定機器・システム等を有する事業者等や、調査方法の設計・分析等を行う学識経験者・医療関係者等の紹介・マッチングを行いながら、円滑かつ効果的にエビデンスの取得・集積・活用等が行えるようにサポートします。そこで、応募申請の段階では、現状の取組とともに、新たに開発したい企業の健康経営目線の「エビデンス取得・集積・活用手法」の方向性について、記入してください。

エビデンスの取得・集積・活用の考え方について、詳しくは、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [報告書](#) (p.28～)、[概要版](#) (p.3) をご覧ください。

Q4. 令和元年度「森林サービス産業」検討委員会報告書 参考資料・先進事例集に記載されているような取組が、本事業の対象となるか。

A4. 令和元年度「森林サービス産業」検討委員会報告書 参考資料・先進事例集には、企業の健康経営に寄与する取組に限らず、幅広く観光分野の取組等が掲載されています。本事業における支援は、企業の健康経営に寄与する取組に特化したモデル地域等の募集となっておりますので、ご了承下さい。

なお、「森林サービス産業」推進地域の登録は、健康分野に限らず、観光・教育分野の取組も含みますので、幅広い登録申請をお待ちしております。

Q5. プログラムは、どの程度のレベル・内容を想定しているか。

A5. 今後の「森林サービス産業」の推進に向けては、企業の健康経営のアウトカム評価に直結するように、**予防・健康づくりに向けた行動変容に資するエビデンスの取得・集積**と、多角的なエビデンスの活用を促進することが求めています。

そのため、提供するプログラムも、例えば心の健康づくりに向けては、マインドフルネスの学びやセルフケアのスキルの取得に繋がるプログラム、身体の健康づくりに向けては、健康無関心層の気づき、動機付け、行動変容に繋がるプログラム、さらには保養滞在の事前事後のサービス提供など、医療保険者や企業の産業保健スタッフ等に訴求できるようなプログラムを実施した上で、エビデンスの取得・集積・活用を図るなどが有効と考えています。

詳しくは、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [報告書](#) (p.28～)、[概要版](#) (p.3) をご覧ください。

Q6. 都市部の自治体の介護予防事業と連携した取組も対象になるか。

A6. 本事業は「企業の健康経営・働き方改革」に寄与する取組を対象としていますので、都市部の自治体の

介護予防事業との連携を主とした事業については、対象になりません。

なお、「森林サービス産業」全体では、ご質問の内容の取組も想定しており、介護予防事業等との連携も重要な取組と捉えていますので、「森林サービス産業」推進地域への登録をお待ちしております。

Q7. 申請書の「開発するモデル手法等」の欄は、各項目で「今後拡充・改良予定」の取組があれば、全てチェックした方が良いか。

A7. 全国的な観点から、新規性があり汎用性が高いと捉えている「開発するモデル手法」に特化して、チェックして下さい。チェックされているにも関わらず、記載内容が既に各地域で取り組まれている一般的な内容であると、検討委員会による審査で評価が低くなることも想定されますので、ご注意ください。なお、チェックの有無に限らず、各項目では「今後拡充・改良予定」があれば、ご記入下さい。

Q8. 申請書の「申請団体概要」について、行政機関の場合はどこまで記載する必要があるか。

A8. 行政機関の場合、記載は不要です。

また、法人格によって、該当しない項目（非営利法人の場合の「資本金」等）は、未記入で構いません。

Q9. モニターツアーには、プログラム開発にも参画する企業の従業員が参加しても良いか。

A9. 特に構いません。但し、本事業では、地域と関わりのない企業・医療保険者等への新たな販路開拓・誘客・PR 手法を開発する側面があることを鑑みて、事業の実施方法をご検討ください。

Q10. 令和2・3年度の「モデル地域」は、令和2・3年度と取り組む内容が違っていても応募できないか。

A10. 令和2・3年度の事業において、地域全体としての取り組みを支援してきているため、内容を問わず、対象とはなりません。なお、令和2・3年度の「準モデル地域」は、「モデル地域」に応募することはできません。

（Ⅲ. 準モデル地域について）

Q1. 準モデル地域で行う、課題解決型研修会は、地域としてどのような準備が必要か。

A1. 「コーディネーター養成研修」で明らかになった地域の課題や、得られたアイデアやノウハウ等を、研修参加者だけでなく地域でも広く共有し、地域一丸となって「森林サービス産業」の創出に向けた取組を進めていただけるよう、専門家・アドバイザー等を運営事務局から派遣します（謝金・旅費等を運営事務局で負担）。派遣にあたっては、運営事務局と地域の担当者が協議し、地域のニーズに合わせた講師とプログラム等を策定して、「課題解決型研修会」を行います。

こうしたことから、地域では会場の確保等や「森林サービス産業」に関わる地域関係者等への事前の周知、当日の受付・記録等をお願いします。

Q2. 「課題解決型研修会」は、既に予定されている地域での研修会を拡充する形で開催するなど可能か。

A2. 本事業の目的に合った内容・対象等で、近似した取組が予定されている場合は、その取組と連動して「課題解決型研修会」を開催することも可能です。

Q3. 今年度「準モデル地域」に応募して、来年度に「モデル地域」に選ばれる可能性があるか。

A3. 本事業は今年度で終了となるため、来年度以降は「モデル地域」の選定はありません。

Q4. 令和2・3年度の「準モデル地域」は、令和2・3年度と取り組む内容が違っていても応募できない

か。

A4. 令和2・3年度の事業において、地域全体としての取り組みを支援してきているため、内容を問わず、「準モデル地域」の応募の対象とはなりません。（「モデル地域」にはご応募いただけます。）

（Ⅳ. 推進地域について）

Q1. 「Forest Style ネットワーク」への登録と、「森林サービス産業」推進地域の登録はどう違うか。

A1. 「Forest Style ネットワーク」については、「森林サービス産業」に関わる情報を事務局である林野庁より幅広く提供したり、会合等で情報交換の場にご参加いただいたりするなど、「森林サービス産業」を地域で着手するに当たって、広く情報収集する枠組みとしてご活用頂くことを想定します。

他方、「森林サービス産業」推進地域については、地域の具体的な取組や民間事業者等との連携を希望する情報等を詳細に記入頂いて、ポータルサイト等で公開することで、より個別具体的に民間事業者等とのマッチングを促進します。また、「コーディネーター養成研修」への参加を通じた人材育成を行ったり、事業の創出に向けた個別的な相談に対応したりするなど、もう一步踏み込んで具体的に事業に着手する地域を支援する枠組みと考えています。

【参考】「森林サービス産業」関係 各種支援の枠組みとその対象（イメージ・令和4年度）



Q2. 当面「推進地域」の登録を地方自治体（市町村）で行うが、今後、地域協議会を新設予定のため、協議会が設立したら、登録団体を協議会に変更できるか。

A2. 登録団体を拡充することは可能です。また、事業の進展に合わせて、登録内容についても変更することは可能です（登録団体向けには、登録内容の変更申請を行う様式をご案内致します）。

Q3. 都道府県レベルで「推進地域」に応募することは可能か。

A3. モデル地域、推進地域とも都道府県を一つの単位として「地方公共団体」が登録することは想定していません。いずれの地域も将来的には自走段階に到達していただくことが目標であると考えており、森林サービスの質を事業者としてマネジメントしていくためには、大きくても市町村単位程度が適切であると考えています。原則的に、同一エリアで複数の登録はできないこと、また申請においては現状の取組内容から担い手、フィールドまで全て記して頂くので、その調整を鑑みると、市町村レベル（広域連

携や旧市町村レベル等を含む)での申請となると想定しています。

Q4. 「推進地域」への登録が必要とのことだが、「モデル地域」の申請と同時に申請してもよいか。

A4. 同時の申請で構いません。

Q5. 地域における「森林サービス産業」創出・推進上の課題は、地域の発展段階として至っていない段階の要素も記入する必要があるか。

A5. マッチングの参考として、ご記入ください。

(V. コーディネーター養成研修について)

Q1. コーディネーター養成研修の内容はどのようなものか。

A1. モデル地域、準モデル地域合同の研修会です。企業の健康経営に対応した「森林サービス産業」を創出し、地域で自走化していくことを目的に、事業実施の中核的な人材の研修機会を設定します。

事前研修（オンライン研修）では、「森林サービス産業」の基礎知識をはじめ、企業の健康経営や、エビデンス取得に関する専門家による講義、企業・医療保険者と連携した「森林サービス産業」の事業モデルの事例紹介を行います。

第1回目の現地研修では、先進地視察等を行った上で、企業の健康経営・働き方改革等に対応した「森林サービス産業」のプログラム開発の方向性や、企業の健康経営目線の「エビデンス取得・集積・活用」の考え方・手法等の整理に向けて、講義及びワークショップなどを実施します。また、地域間で交流できる機会を設け、アイデアやノウハウの共有を図り、新たなビジネスの創出を促進します。

併せて20-30分程度で事務局・講師等によるヒアリングを予定しています。研修後、「交付計画書」を作成いただき、7月末に提出していただくことを想定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、開催時期の変更、オンラインでの開催についても検討する場合がありますが、第1回は7月中旬に地方開催（長野県信濃町）とします。第2回は8月下旬に現地開催の方向で調整中です。

Q2. コーディネーター養成研修への参加が求められる中核的な人材とはどのような者か。

A2. 地域で「森林サービス産業」の推進体制を構築する際には、地域を熟知して、俯瞰しながら行政機構内や民間事業者等との連絡・調整を担うことができる「コーディネーター」の確保・育成と、ニーズに合わせて様々なプログラムを組み合わせた複合的なサービスを創出したり、需要層への営業や広報・販路開拓等を行っていきける「プロデューサー」の確保・育成が必要です。このため、地域でこれらを担おうとする者が、コーディネーター養成研修の参加者と想定しています。

地域の人材のあり方について、令和元年度「森林サービス産業」検討委員会 [概要版](#) (p.5～)、[報告書](#) (p.108～)をご覧ください。

Q3. 「コーディネーター養成研修」の旅費等の補助はあるか。

A3. 自己負担となります。なお、第1回は令和2年度の「モデル地域」でもある長野県信濃町で開催し、第2回も現地開催の方向で調整中です。

(VI. 助成内容について)

Q1. 賃金はどのように算出するのか。単価基準や上限はあるのか。

A1. 申請者が自ら定めている規定等に定められた単価と業務日報等をもとに算出します。経費の妥当性については、検討委員会における審査により判断されます。

なお、申請後、一定の割合を超える経費配分の変更がある場合には、別途、承認等の手続きが必要となります。

Q2. 賃金、需用費、役務費等の割合の上限はあるのか。

A2. 事業目的の達成に必要と認められれば、消耗品費を除いて各経費の割合の上限はありませんが、経費の妥当性については、検討委員会における審査により判断されます。

なお、消耗品費については、事業期間内に消耗することを予定している物品等で、5万円未満とします。

Q3. モデル地域への助成金交付額の上限、下限は設定されるのか。

A3. モデル地域は3団体以内とします。事業内容に応じて、150万円/地域程度を目安に助成します（3団体総額で450万円を限度とします）。

Q4. 他の助成事業との併用は可能なのか。

A4. 同一の事由について、本事業並びに国から助成される他の各種助成金等（例えば、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）のうち、農泊推進事業及び人材活用事業等）にかかる事業の両方を実施することはできません。

Q5. 助成率はどうなっているか。

A5. 助成対象経費については定額補助となります。

なお、検討委員会の審査により、経費については事業内容のモデル性や経済的・波及効果等を鑑みて査定します。

特に、応募団体の中で、類似した「モデル手法」の開発への提案があった場合は、より優れた手法を提案した応募団体の手法のみを採択する場合があります。

Q6. 拠点施設をテレワークの拠点として整備していくことや、森林散策路等の整備も対象となるか。

A6. 本事業において、施設整備・改修等のハード整備の経費は対象としていません。

Q7. 委託費は、どのような経費が、いくらまで対象となるか。

A7. 訴求力があり波及効果の高い事業展開を図るとともに、モデル性がある取組を行うために、必要となる事業の一部分（例えば、「モデル手法」の開発等）を第三者に委託するために必要な経費について、本事業の対象経費の50%までが対象となります。

但し、モデル地域の対象となる地域は、新規顧客の開拓や独自性のあるプログラム等の改善を行えるような推進体制が整っている「事業化段階」にある地域としています。その為、本事業の主たる内容の実施に当たって、委託契約が必要な内容で申請した場合は、検討委員会で推進体制が整っていない（「事業化段階」に至っていない）と判断される場合もありますので、十分に内容を留意して申請して下さい。

Q8. 業務委託を出す場合は、競争入札が必須か。

A8. 「【参考】助成対象経費区分表（例）」に記載の通り、原則的に競争入札が必須となります。但し、業務の特殊性・専門性や地域事情等を鑑みて、総合的に判断していくこととなりますので、「モデル地域」

に選定された後に、個別的に事務局と調整させていただきます。

Q9. モニターツアーの経費は、補助対象となるか。

A9. モニターツアーの経費のうち、参加者の旅費は補助対象外となりますので、別途資金を確保するか、参加者の自己負担となる方向性でご準備下さい。

その他、プログラム等の参加費等について、補助対象になるかは、プログラムのモデル性や参加対象者の属性等を踏まえて総合的に判断することになります。コーディネーター養成研修におけるヒヤリング等を経て、検討委員会において検討しますが、応募段階では、プログラムのモデル性や参加対象者の属性等を明示した上で、想定される経費を積算ください。

Q10. 応募時の計画とコーディネーター養成研修受講後に提出する交付申請書の金額変更は認められるのか。

A10. 認められます。対象地域が決定された後、コーディネーター養成研修におけるヒヤリング等や、選定されたアドバイザー等との協議を経て事業実施の方向性が決められ、それに基づいて実施計画書を策定していただきます。

(VII. その他)

Q1. モデル地域採択後の概算払いについて実施予定はあるか。

A1. 交付決定額の半額まで概算払いが可能です。モデル地域が決まり次第、必要な手続等をご案内致します。

Q2. 新型コロナウイルスの感染拡大の状況に合わせて、計画変更は可能か。

A2. 「モデル地域」に採択された地域については、「コーディネーター養成研修」における専門家・アドバイザー等によるヒヤリング・助言等を踏まえて、「応募申請書」の内容を精査し、より実効的・発展的な事業となるように再整理した「交付申請書」を提出頂くこととしています。そこで、「交付申請書」の提出段階の最新の情勢を踏まえて、事業を実施することが可能です。

また、その後についても、新型コロナウイルスの感染拡大等によるやむを得ない状況が生じた場合は、計画変更等による対応することとしています。

こうしたことから、新型コロナウイルスの感染拡大等により、事業実施の影響が生じると想定されるモニターツアーやワークショップ等については、申請段階から、影響を考慮した方法で申請頂くとともに、適宜、弾力的に調整できるようにご準備ください。

Q3. 事業の繰り越しは可能なのか。

A3. 繰り越しはできません。今年度の事業として完了が可能な範囲で申請いただくようお願いします。

Q4. 今後のスケジュールはどのような予定か。

A4. 6月10日（金）に公募を締め切り、6月中に第1回検討委員会を開催し、「モデル地域」、「準モデル地域」を選定します。決定次第、迅速に応募団体へ連絡するとともに、広くプレスリリースを行う予定です。

Q5. 市町村と協議会の共同申請をした場合、助成金の交付は市町村経由となるか。

A5. 共同団体でご応募頂いた場合は、原則的に代表団体（共同申請の最初に記載頂いた団体）と経理手続きを含めた各種手続きを行います。そのため、共同申請を行う場合は、申請書の記載順について考慮して

ご応募下さい。